

## 平成 27 年度 6 次産業化優良事例表彰要領

### 第 1 趣旨

「第 3 回 6 次産業化推進シンポジウム」は 6 次産業化ネットワーク活動全国推進事業（農林水産省補助事業）の一環として開催するものである。平成 27 年 3 月に閣議策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者等とも連携し、主体的に取り組む 6 次産業化を促進するとの方針が掲げられたところである。

このため、6 次産業化を通じて新たな価値の創出に成功した取組について、成功の要因や今後の課題等を分析し、その結果を踏まえた現場の取組を促すために、全国各地でネットワークを構築し、地域全体を巻き込んだ 6 次産業化の取組・活動に関する優良事例について、1 次産業事業者だけでなく、2 次・3 次産業事業者による取組みも含めて分析・評価を行い、特に優れた事例に対し表彰を行うものとする。

### 第 2 実施主体

この 6 次産業化優良事例表彰は、野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社（以下「NAPA」という。）が実施する。

### 第 3 表彰対象事業者

表彰対象事業者は、地域内もしくは地域の枠を超えて連携・ネットワークを構築して 6 次産業化の取組・活動を行っている団体（企業、法人、任意団体等）又は個人であって、マーケットインの発想の下、より魅力ある商品の加工や販売を行うとともに、収益性、成長性、安定性を確保した経営を行うことにより、農山漁村の所得や雇用の増大など地域の活性化に貢献している者とする。

### 第 4 募集

#### 1. 募集方法

応募は第 3 の対象者の条件を満たしていれば自薦・他薦を問わない。応募者は「6 次産業化優良事例表彰エントリーシート」に所定の事項を記入し第 13 の提出先へ郵送もしくは電子メールにて提出するものとする。ただし、他薦の場合は表彰対象事業者がこの要領の内容を理解いただき同意を得て申請するものとする。

#### 2. 募集期間

自薦・他薦を受け付ける期間は平成 27 年 6 月 8 日（月）から 7 月 6 日（月）（17 時必着）までとする。

### 3. 募集に当たっての留意事項

- (ア) エントリーシートは返却しない。
- (イ) 応募内容が事実と異なる場合は、表彰候補に選定されていても無効となる場合がある。
- (ウ) エントリーシートの作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (エ) エントリーシート提出後の差し替えは認めない。
- (オ) 最終審査結果については NAPA ホームページで発表するものとする。

## 第5 審査

1. 第6の表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、6次産業化優良事例表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
2. 審査委員会の委員は、NAPAが委嘱するものとする。
3. 審査委員会の長（以下「審査委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。
4. 審査委員会は、自薦・他薦による応募の中から、別紙1の「6次産業化優良事例表彰審査基準」に基づいて、3回に分けて審査委員会を開催し、農林水産省食料産業局産業連携課長を交えて審査を行い、第6に定める表彰の候補を選定し、NAPAに推薦するものとする。
  - ① 第1回審査委員会  
自薦・他薦による応募の中から書類審査によって約25事例を選定する。  
なお、第1回審査委員会はエントリーシートのみで審査を行うものとし、エントリーシート以外の補足資料、パンフレット等の提出は必要ないものとする。仮に提出した場合でも審査には使用しないものとする。
  - ② 第2回審査委員会  
第1回審査委員会で選定した事例についてNAPAが調査・分析を実施し、書類審査によって第3回審査委員会の対象事業者を選定する。
  - ③ 第3回審査委員会  
第2回審査委員会で選定された事業者について、審査委員の協議によって第6に定める表彰の候補をNAPAに推薦する。  
また、審査委員長が必要と認めた場合には、表彰対象事業者によるプレゼンテーションもしくはヒアリングを実施することがある。
5. 各審査委員会の内容は非公開とする。
6. その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員長が定めるものとする。

## 第6 表彰

NAPAは、審査委員会から推薦のあった活動・取組の中から、別紙1の「6次産業化優良事例表彰審査基準」に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、その種類と点

数は次のとおりとする。

農林水産大臣賞	1点以内
農林水産省食料産業局長賞	数点

※ 募集・審査・表彰の流れについては別紙2参照

#### 第7 表彰された取組の普及

ネットワーク活動の推進に資するため、農林水産省及び各地方農政局等（別紙3）、関係機関と連携し、また野村ホールディングスのネットワークを活用して、表彰された取組についてホームページをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努めるものとする。

#### 第8 優良事例集の作成

第1回審査委員会において選定させた約25事例について、NAPAが作成する優良事例集の事例候補とする。

#### 第9 庶務

当該表彰に係る庶務は、NAPAが行うものとする。

#### 第10 個人情報の保護について

エントリーシートに記入された個人情報については、応募者及び表彰対象者の同意なく農林水産省、審査委員会の委員及びその他本表彰事業に関わる者以外の第三者に開示することはしない。また、NAPAは個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に扱い、保護に努めるものとする。エントリーシートに記入された個人情報は以下の目的で使用する。

- (ア) 応募内容の問合せ
- (イ) 審査を行うための参考情報
- (ウ) 本表彰事業に関する通知・告知
- (エ) その他、6次産業化の推進のため

#### 第11 知的財産権等について

提出されたエントリーシートについての著作権の移転は行わない。ただし、6次産業化の幅広いPRのため、使用許諾の確認をしたものについては、パンフレット、冊子、ホームページなどへの掲載や報道機関へ提供する場合がある。

また、エントリーシートに関するすべての権利（著作権・肖像権等）は、応募者が処理をしたうえで応募するものとする。これらの権利に関して第三者から異議や請求があった場合は、応募者の責任において処理をするものとする。

## 第 12 その他

その他必要な事項については、NAPA が別に定めるものとする。

## 第 13 提出先・問合せ先

〒100-8170 東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 22 階  
野村アグリプランニング&アドバイザリー株式会社 望月・谷口  
電子メール：[sokusin-rj170004@jp.nomura.com](mailto:sokusin-rj170004@jp.nomura.com)  
TEL：03-3281-0780 FAX：03-3281-0789

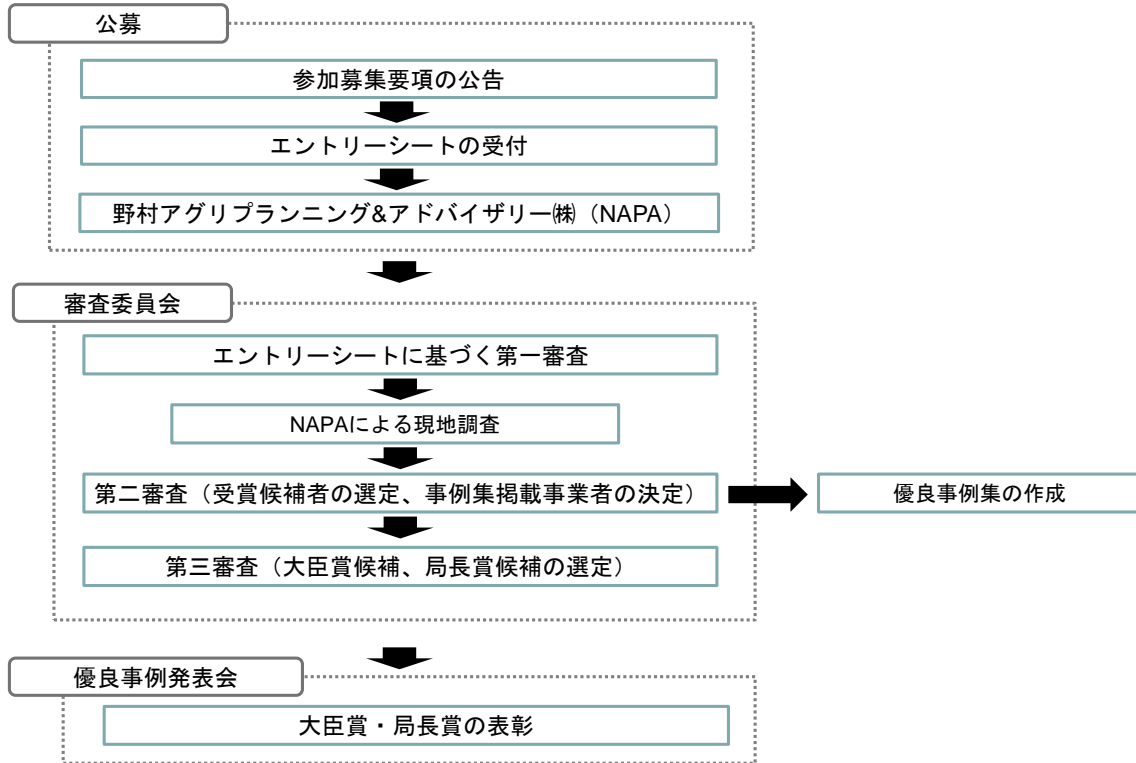
【別紙1】

6次産業化優良事例表彰審査基準

項目	審査の視点
経営規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6次産業化部門の売上が一定程度あるか</li> </ul>
収益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1次産品の収穫から販売までの6次産業化に付加価値が備わっているか</li> </ul>
成長性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去からの推移において6次産業化部門の売上が伸びているか</li> <li>● マーケットにおいてシェアを拡大しているか</li> </ul>
バリューチェーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林漁業者、2次事業者、3次事業者と連携をしたビジネスモデルを構築しているか</li> <li>● 消費者へバリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性を確認しているか。また、バリュー提案に基づく商品提供を安定的に実施できる体制が整っているか</li> </ul>
イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他の事業者に先駆けたビジネスモデルを構築しているか</li> <li>● 市場性がある商品を作るため、今までにないパートナーと結びつくなど、新結合を生み出しているか</li> <li>● 生産・加工・流通・販売の各段階で付加価値向上のためにどのような工夫をしているか</li> </ul>
地域貢献・社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6次産業化の取組みによって地域への波及効果が生まれているか</li> <li>● 6次産業化に取り組むことによって雇用を生み出しているか</li> <li>● 地域の活性化に貢献しているか</li> </ul>
今後の発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在のビジネスモデルにおいてさらなる発展が見込めそうか</li> <li>● 新たな取組みによってさらに事業拡大が見込めそうか</li> </ul>

【別紙2】

公募・審査・表彰の流れ



## 【別紙3】

## 各地方農政局等と担当都道府県

ブロック	各地方農政局等	担当都道府県
北海道	北海道農政事務所	北海道
東北	東北農政局	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸	北陸農政局	新潟、富山、石川、福井
東海	東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿	近畿農政局	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国	中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	九州農政局	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	内閣府沖縄総合事務局	沖縄